

第4回 目黒区交通バリアフリー推進基本構想協議会 議事録

日 時：平成24年2月6日（月）10：00～

場 所：総合庁舎 地下1階 第15・16会議室

出席者：別表参照

1 開 会

- ・開会のあいさつ 〈会長〉

2 傍聴の許可

- ・2名の傍聴申請があり、傍聴を許可

3 確認・報告

- ・ 配付資料の確認 〈事務局：都市計画課長〉
- ・ 第3回協議会意見等の対応について 〈第3回協議会議事録により説明〉
〈事務局：都市計画係長〉

4 議題

目黒区交通バリアフリー推進基本構想改定素案に対するパブリックコメント等の実施結果について

資料1 〈事務局：都市計画係長〉

- ・パブリックコメント等の実施状況、意見等提出状況、集計結果を説明。
- ・パブリックコメント及び説明会の主な意見・要望と検討結果を説明。

(2) 目黒区交通バリアフリー推進基本構想改定案について 資料2

〈事務局：都市計画課長〉

- ・改定の背景、主な経緯、今後の予定等を説明。

(3) 目黒区交通バリアフリー推進基本構想改定案（案） 資料3 〈事務局：都市計画課長〉

- ・改定素案から改定案（案）への修正部分を中心に説明。

(4) 意見交換等

○会長：資料1（パブリックコメント等の実施結果）について、対応策の発信者は、区になるのか。

→（事務局） 区から発信する。

○会長：資料2（目黒区バリアフリー推進基本構想改定案について）は、公表するのか。また、取り扱いはどうするのか。

→（事務局） 区の会議や議会に報告するための資料として作成した。公表は予定していない。

《パブリックコメント等の実施結果》

○会長：①資料1、整理番号4,5の対応策について

自由が丘駅前広場は区が整備しているため、「関係所管に検討を依頼した」との表現が望ましい。

→(事務局) 今後、庁内の会議や議会で意見集約したものを加えて文書化し、関係所管及び関係機関に伝達していく。そのため、現段階では「依頼します」の表現としている。

②資料1、整理番号17について

道路利用状況の徹底分析を行うこと等への対応について、区の取り組み姿勢として、「個別計画や事業の中で検討している」との表現が望ましい。

→(事務局) 意見の内容については、検討する。

③資料1、整理番号24について

バス停の標識柱による通行の支障について、状況確認及びバス事業者に検証を依頼しているか。

→(事務局) 今後、意見集約したものを文書化し、関係所管及び関係機関に伝達していく。そのため、現段階では「関係機関に伝達する」としているが、通行上問題がないか現地調査を行う。

○会長：資料1、実施結果の対応策に係る関係所管、関係機関への伝達方法について説明願いたい。

→(事務局) 本日の協議会以降、議会等への報告を経て文書化し、伝えていく。

○委員：実施結果の対応策に係る関係所管、関係機関への伝達の際、検討を依頼した事項は、回答期限を設けるべきである。

→(事務局) 関係所管及び関係機関と事前調整を行い、回答期限の設定が可能な事項については、その旨の回答をもらうよう対応する。

○会長：①対応策についてはスピード感が求められる。依頼は協議会の場でもできる。

伝達だけで終わらないよう対応すべきである。

→(事務局) 各施設設置管理者へは、協議会の場で配布資料等により伝達していると認識している。なお、現在整備中の事業に関わることは、個別に関係機関と意見交換を行っている。

②意見の内容によっては、「協議会の場で伝達した。」などの記載をしても良いと思う。協議会の場を活用すべきである。

→(事務局) 参考にさせていただく。

○副会長：資料1、整理番号14、42について

自転車、乳母車など歩道通行のルールについて意見があるが、資料3(基本構想改定案(案))では、どの部分で記載しているのか。

→(事務局)・資料3、72ページ「区民と施設設置管理者と区の役割分担」で示している。
・具体的な取り組みについては、構想改定後に作成する特定事業計画等で検討していきたい。

○委員：基本構想は公表になると思うが、パブリックコメントの意見、対応策については公表するのか。

→(事務局) 議会に報告後、目黒区のホームページで公表する。

○委員：基本構想とパブリックコメントの公表は同時期なのか。

→(事務局) 公表は同時期を予定している。

○会長：①資料1、対応区分について

対応区分1、2は基本構想に反映される意見だが、対応区分3から6は基本構想改定後の対応となっている。基本構想に直接反映できない意見への対応について、考え方を確認したい。

→(事務局) 基本構想に反映できない意見は、個別に対応を考えている。なお、対応結果については協議会で進捗状況等を報告していく。

②資料1、意見の構想反映について

・パブリックコメント等の意見を関係機関に伝達あるいは依頼し、その結果を基本構想に反映した事項については、資料1「検討結果(対応策)」欄に記述したほうがよい。

→(事務局) ・各施設に関わる意見は、各施設設置管理者が今後作成する事業計画の中で検討していただくことになる。

・協議会の場でも、事業の進捗状況を報告しながらバリアフリー化を進めていきたい。

《関連事項》

○委員：新宿区ではバリアフリーマップが作成されている。目黒区で作成予定があるか。

また、街づくりセンターで進めているマップ作りと重複しないか。

→(事務局) ・現時点では、バリアフリーマップの作成予定はない。

・街づくりセンターでは、防災の観点からマップ作りを進めているおり、バリアフリーマップの作成とは重複はしない。

→(委員) ・NPO団体で様々なマップを作成している。今後、これらをまとめたマップの作成計画はないが、バリアフリーマップの作成について検討していきたい。

《事業実施》

○委員：個別計画はいつまでに作成され、どのように実施されるのか。

→(事務局) ・バリアフリー新法では、基本構想に基づき特定事業計画を策定することとされている。個別の事業計画策定は、各施設設置管理者に委ねられるが、速やかな計画策定が求められる。本協議会においても、進捗状況を確認していきたい。

・基本構想では、平成32年度を目標に事業化することとし、概ね5年後に見直しを行うこととしている。基本構想の見直し時期までに一定程度事業が進んでいるものと考えている。

○委員：資料1のパブリックコメント等実施結果の対応策は、5年後の見直し時期を目途に計画時期を明確にすることはできないか。

→(事務局) ・対応策は、構想に反映するものと維持管理の中で対応するものに大別できる。

・基本構想に反映したものは、平成32年度を目標に事業化を予定している。

・維持管理に関わる事項は、(資料3(基本構想改定案(案))17ページに記載のとおり、関係所管に伝達し、速やかな対応を求めていく。

○会長：前述に関連し、構想に前期・中期・後期といった時期を示すことが困難だとしても、時間軸に応じてどのように実施していくのか一目で分かるような図があるとよい。

→(事務局) ご意見として伺う。

《バリアフリー補助》

○委員：東京都では、駅のエレベーター設置、ノンステップバス導入などの補助を行っている。バリアフリーに関する補助については、国の方針が改定となり、協議会で合意された計画書を添付し、補助申請をすることとなっている。

そこで、駅や車両のバリアフリー化の補助に関し、本基本構想に位置づけることにより協議会で合意された計画となるのか確認したい。

→(事務局) ・国庫補助に係る協議会と本協議会とは、別の組織として認識している鉄道事業者に対する補助については、本協議会とは別途に設置できるが、駅舎や車両のバリアフリー化の補助に係る協議会については、今後状況に応じて担当機関と相談しながら進めていきたい。

・バリアフリーに関しては本協議会が中心であり、補助金に係る事項は、本協議会に報告、情報提供していきたい。

《基本構想改定案(案)》

○会長：資料3(基本構想改定案(案))18ページ、中段に記載の「路側帯設置の事例」について

- ・路側帯は、歩行者・自転車の両方が通行できるため、安全な歩行空間とはいえない。
- ・自転車通行における留意点などの記載を検討したほうがよい。

→(事務局) ・路側帯の通行区分について確認する。

・自転車通行における留意点などの記載は検討する。

○副会長：資料3(基本構想改定案(案))3ページ、表1-1について

重点整備地区において、交通バリアフリー法とバリアフリー新法の表現が重複しているため、記載内容を検討したほうがよい。

→(事務局) 記載内容を検討する。

《その他》

○会長：基本構想改定に係る協議会は、今回が最後となる。各委員から意見、感想等を求める。

→「各委員から意見、感想等の発言あり。」

○会長：本日配布の「目黒区交通バリアフリー基本構想改定案(案)」は、基本的に協議会で了解するという点でよろしいか。

→「反対意見なし。」

○事務局：なお、気づいた点があれば後日でも意見をいただきたい。

意見の提出は2月10日(金)までをお願いしたい。

(5) その他

ア 事務局：次回の協議会は、平成24年度中に1度は開催する。(時期未定)

イ 事務局：基本構想改定の冊子は、後日各委員に送付する。

5 閉 会

閉会のあいさつ 〈会長〉

別表

第3回 交通バリアフリー推進基本構想協議会 出席者名簿

団体等		所属・職名等	氏名(敬称略)
学識経験者	1	東京工業大学 教授	屋井 鉄雄
	2	東京工業大学 准教授	福田 大輔
高齢者団体	3	目黒区老人クラブ連合会会長	堀内 国子
障害者団体	4	目黒区障害者団体懇話会会長	山田 脩
公募区民	5	公募区民	久保田 茂
	6	公募区民	藤村 容江
関係行政機関	7	国土交通省 関東運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長	井端 直行
	8	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官	島田 豊保(代理)
	9	国土交通省 東京国道事務所 交通対策課長	三澤 伸吾(欠席)
	10	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	安部 文洋(欠席)
	11	東京都 福祉保健局 生活福祉部 福祉のまちづくり担当課長	三浦 弘賢
	12	東京都 建設局 第二建設事務所 補修課長	船山 吉久
	13	東京都 建設局 第二建設事務所 管理課長	城田 峰生(欠席)
	14	東京都 建設局 公園緑地部 公園建設課長	山下 博史(欠席)
	15	首都高速道路(株) 東京建設局 調査・環境グループ課長	諸橋 雅之(代理)
	16	首都高速道路(株) 東京建設局 大橋建設事務所 所長	原田 哲伸(代理)
開発事業者	17	東京都 都市整備局 再開発事務所 大橋地区整備課長	小川 和雄(代理)
鉄道事業者	18	東京急行電鉄(株) 鉄道事業本部 事業統括部 事業推進課長	佐藤 乙依
	19	京王電鉄(株) 鉄道事業本部 計画管理部 計画担当課長	本荘 祐
バス事業者	20	東急バス(株) 営業部 施設課長	小野 哲
	21	東京都 交通局 自動車部 計画課事業改善担当課長	新山 富弥雄
公安委員会	22	警視庁 交通規制課 都市交通管理室管理官	三枝 司佳(代理)
	23	警視庁 目黒警察署 交通課長	園田 秀彦(欠席)
	24	警視庁 碑文谷警察署 交通課長	濱本 譲二(代理)
目黒区	25	健康福祉部長	田淵 一裕(欠席)
	26	都市整備部長	小日向 悦二
	27	街づくり推進部長	島崎 忠宏
事務局		都市整備部都市計画課長	池本 昌己
		都市整備部都市計画課都市計画係長	澤田 雅之
		都市整備部都市計画課都市計画係	田村 満